国立大学法人琉球大学コンプライアンス規程

 平成19年10月23日 制 定)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学(以下「本学」という。)におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、役員及び職員(派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「役職員等」という。)が、業務遂行に当たって、関係法令や学内規程等(以下「法令等」という。)を遵守することをいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス推進組織)

- 第4条 コンプライアンスに関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する。
- 2 本学のコンプライアンスを推進する総括責任者(以下「総括責任者」という。)は, 学長とする。
- 3 本学におけるコンプライアンスの取組を推進するため、コンプライアンス推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、理事及び副学長をもって充てる。
- 4 推進責任者は、総括責任者の指示に基づき、役職員等の意識向上や関係諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じるものとする。

(モニタリング)

第5条 推進責任者は、総括責任者が指示するコンプライアンスの取組が適切に実施されているか判断するため、日常的に点検及び評価を実施するとともに、その結果を総括責任者へ報告するものとする。この場合において、総括責任者は、コンプライアンスの取組の改善策を検討する必要がある場合は、役員会に付議するものとする。

(公益通報)

- 第6条 職員は、法令違反等の行為を知り得たときは、「琉球大学公益通報者保護規程」の 定めるところにより通報を行うことができる。
- 2 通報は、虚偽、他人の誹謗中傷及びその他不正目的でこれを行ってはならない。

(研修等)

- 第7条 総括責任者は、法令等の違反を防止する観点から、役職員等に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に関する全学的体制を確立するよう努めなければならない。
- 2 総括責任者は、前項の職責を遂行するため、推進責任者に対し必要な指示を行うものとする。

(反社会的勢力への姿勢)

第8条 本学は,社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求等に対し, 当該要求の理由の如何に関わらず,一切,応じないものとする。

(取組の見直し)

第9条 総括責任者及び推進責任者は、コンプライアンスに対する意識の浸透状況等を検証するために、職員との面談を実施し、その結果及び役員会の意見を踏まえたコンプライアンスの取組の不断の見直しにより、コンプライアンスの充実、強化を図っていくものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成19年10月23日から施行する。

附 則(平成23年6月15日)

この規程は、平成23年6月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。 附 則(平成27年3月30日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。